

島本町条例第 号

島本町議会基本条例

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、首長及び執行機関と緊張ある関係を保ち、その政策決定並びに事務執行について、監視機能及び立法機能を十分に発揮し真の地方自治の実現を目指すものである。

島本町議会（以下「議会」という。）は、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成され、住民の代表機関であるとともに住民の意思を代弁する合議制機関・意思決定機関であり、地方議会の役割と責務を全うし、島本町の民主主義の発展と住民の福祉の向上のために活動するものである。

議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）を遵守し、公正性・透明性を確保することにより、住民に開かれた議会、住民と共に歩む議会を目指して活動し、住民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与するため、島本町議会基本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定め、議会及び島本町議会議員（以下「議員」という。）がその担うべき役割を果たすことにより、住民の信託に応え、もって住民福祉及び持続可能で豊か

なまちづくりに寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町長と同じく選挙で選ばれた住民の代表機関として二元代表の一翼を担い、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 住民の多様な意見を把握し、町政への反映に努めること。
- (2) 町政に係る調査研究等を通じて、町のあるべき姿への政策立案及び提言等を行うこと。
- (3) 町の意味決定機関であり、住民に対し開かれた議会とすべく、議会活動に関する情報を公開し、説明に努めること。
- (4) 町政の公平性、透明性及び信頼性を確保するため、町長その他の執行機関による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会の構成員として、諸課題を個別的な事案の

解決にとどめず、全町的な視点で住民の多様な意見の把握に努め、住民の福祉及び町政の向上を目指して活動するものとする。

(政治倫理)

第5条 議員は、住民の代表であることを常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって住民の疑惑を招くことのないよう、政治倫理の確立と自己の研さんに努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、次に掲げる議会活動の相互支援、議会の効率的な運営を目的とし、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

- (1) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効率的な運営に努めること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 議員の活動を支援すること。

(委員会活動)

第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、社会経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、専門性と特性を活かし、適切な運営に努めるとともに、その機能を十分発揮し、住民に分かりやすい議論を行うよう努める。

(会議の公開)

第8条 議会は、住民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会の公開を原則とする。

(広報、広聴)

第9条 議会は、議会独自の視点から町政に係る重要な情報等の周知に努めるとともに、住民が議会と町政により一層関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報と広聴に努めるものとする。

(質疑又は質問)

第10条 議員は、本会議及び委員会において、質疑又は質問(以下「質疑等」という。)は、その論点及び争点を明確にして行うものとする。

(確認の機会の付与)

第11条 町長等(補助機関たる職員を含む。)は、議員の本会議及び委員会における質疑等に対し、議長又は委員長の許可を得て、その趣旨及び論点を確認することができる。

(事務局体制)

第12条 議長は、議会及び議員の政策形成能力及び立案機能等の向上に資するため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第13条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(予算の確保)

第14条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員定数)

第15条 議員の定数は、島本町議会議員の定数を定める条例(平成14年島本町条例第23号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけで行われるものでなく、町政及び議会の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮した議論を行うこととする。

(議員報酬)

第16条 議員の報酬は、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和35年島本町条例第93号)に、定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、議会、委員会又は議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、社会情勢の変化や町政における議員の活動、役割及び責務を十分に考慮するものとする。

(条例の見直し)

第17条 議会は、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について、議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。

